

JR東日本ユニオンの栗原孝氏（前・松戸車掌区指導助役）がJR東日本会社を相手に起こした「訓告処分無効確認等請求事件（松戸車掌区事件）」で、原告側は3月29日、東京高裁に準備書面（控訴理由）を提出した。

松戸車掌区事件で東京高裁に控訴準備書面を提出！ 訓告処分は合理的理由を欠き是認できない！

栗原孝氏は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とするJR東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行った。

昨年7月21日に行われた証人尋問では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。原告側は、判決を不服として直ちに控訴し、3月29日、準備書面（控訴理由）を東京高裁に提出した。なお、第1回口頭弁論の期日は5月17日に指定されており、今後、控訴審で逆転勝訴をめざして闘っていくものである。

準備書面の内容は以下のとおりである。

○本件訓告処分

本件訓告処分の処分事由たる非違行為は、控訴人が複数の社員から「酒気帯びを指摘されて、勤務の一部を欠いたこと」であるところ、控訴人は、本件添乗勤務において「酒気帯び」ではなかったから、本件訓告処分は「客観的に合理的理由を欠き社会通念上相当として是認することができない」ものとして、違法、無効というべきである。

○本件帰宅指示の必要性

松戸車掌区長が控訴人に対してした帰宅指示は、就業規則19条1号の要件を充足しないものであり、控訴人は、同区長の指示に従って帰宅したに過ぎないから、これによる欠勤を理由に訓告処分をなすことは許されない。

○賃金控除

本件帰宅指示は、就業規則19条1号の要件を充足しないものであり、控訴人は同区長の指示に従って帰宅したに過ぎず、その指示による欠勤は控訴人の責に帰すべき事由によるものとするのでできないものであるから、賃金を控除すべき理由はない。

○損害賠償

本件訓告処分は、処分すべき非違行為がないのになされたものであり、控訴人の名誉、信用を違法に侵害したものであり、不法行為に該るから、相応額の慰謝料が支払われるべきである。

○出向命令

本件出向命令は適法になされたものであって権利の濫用とは認められないとする原判決の判示は誤りであり、本件出向命令も無効かつ違法なものと認めるべきである。